

令和 6 年度

阿久根市水質検査計画



阿久根市水道課

目 次

1	基本方針	1 頁
2	水道事業の概要	1 頁
3	水道の原水及び水道水の状況	2 頁
4	検査地点	3 頁
5	水質検査項目及び検査頻度	4 頁
6	水質検査方法	5 頁
7	試料（検体）の採取及び運搬方法	5 頁
8	臨時の水質検査	5 頁
9	水質検査の公表	6 頁
10	水質検査の精度と信頼性保証	6 頁
11	関係者との連携（緊急時における連絡体制）	8 頁
< 参考資料 >		
	（別表－1）原水検査結果表（原水 39 項目）	9 頁
	（別表－2）浄水検査結果表（浄水 51 項目）	36 頁
	（別表－3）水質基準項目の概要	60 頁
表－1	令和 6 年度水質検査計画表（浄水）	63 頁
表－2	クリプトスポリジウム等対策	88 頁

1 基本方針

阿久根市では、安全で良質な水道水を供給するために、水源から浄水場の処理工程、給水栓（蛇口）に至るまでの水質検査について年間の水質検査計画を策定し、これに基づき定期的に水質検査を実施します。また、検査結果につきましては、水道水が安全で良質であることを広くご理解いただけるよう公表します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

本市の令和6年4月1日現在の給水状況等は、下表のとおりとなっています。

名 称	地区 (旧簡易水道)	給 水 区 域	計 画	給水戸数	給水人口	配水能力	年 間	一日最大	年 間
			給水人口 (人)	(戸)	(人)	(トン)	総配水量 (トン)	配水量 (トン)	総有収水量 (トン)
阿久根市 水道事業	旧上水道	市街地及び大字波留、赤瀬川、折口、多田の全域 大字山下のうち遠矢区、馬場区 大字西目のうち佐潟区、高之口区、飛松区、大川島区	13,200	6,410	12,267	12,562	2,604,383	9,112	2,119,971
	黒之浜 (黒之瀬戸)	大字脇本のうち黒之浜区、黒之上区、大谷区	1,400	389	760	541	109,976	344	68,360
	隼人 (黒之瀬戸)	大字脇本のうち槇之浦西区、大漕区、小漕区、八郷区の一部		196	366		42,188	123	30,961
	深田 (黒之瀬戸)	大字脇本のうち深田区		58	122		14,087	43	9,339
	脇本 (脇本)	大字脇本のうち脇本馬場区、脇本浜区、下村区、上原区、古里区、槇之浦東区	2,700	850	1,825		219,379	868	160,846
	三笠 (脇本)	大字脇本のうち瀬之浦上区、瀬之浦下区		171	338	1,009	105,679	419	70,887
	桐野 (脇本)	大字脇本のうち筒田区、桐野上区、桐野下区		230	514		80,408	386	50,877
	大川 (大川・尻無)	大字大川のうち仲仁田区、中屋敷区、的場区、川畑中区	1,600	282	450	597	85,315	339	55,181
	尻無 (大川・尻無)	大字大川のうち尻無区の一部		281	462		76,095	358	50,546
	田代 (中部)	大字鶴川内のうち田代中区、田代下区	1,000	55	79	75	9,461	55	6,801
	鶴川内 (中部)	大字鶴川内のうち柗区、羽田区、桑原城上区、桑原城下区、宮原区、横手区、菘野区、長谷区		322	618	422	87,952	414	60,853
	尾崎 (中部)	大字山下のうち尾崎区		76	137	75	14,521	72	10,335
	弓木野	大字山下のうち弓木野区		42	63	29	5,172	12	4,310
	牛之浜 (中部)	大字西目のうち馬見塚区、柗区 大字大川のうち牛之浜区		272	439	219	66,977	177	46,714
計		19,900		9,634	18,440	15,529	3,521,593	12,722	2,745,981

3 水道の原水及び水道水の状況

本市の令和6年1月1日現在における原水（水源）及び水道水（浄水処理・給水方法）の状況は、下表のとおりとなっています。

①上水道

【令和6年1月1日現在】

名 称	水 源 名	所 在 地	建 設 年 度	浄水処理及び給水方法
阿久根市水道事業	宮之前水源地低区水源	阿久根市波留字宮ノ前1344番	昭和27年度	塩素滅菌処理
	宮之前水源地中区水源	阿久根市波留字中西田1273番4	昭和44年度	塩素滅菌処理
	宮之前水源地第7水源	阿久根市波留字園田川原1370番	平成17年度	塩素滅菌処理
	折口水源	阿久根市脇本字上永田原7191番7	昭和53年度	塩素滅菌処理
	園田水源地1号井(浅井戸)	阿久根市鶴川内字中川原2番	昭和56年度	塩素滅菌処理
	園田水源地2号井(深井戸)	阿久根市鶴川内字中川原2番	昭和62年度	塩素滅菌処理
	園田水源地3号井(浅井戸)	阿久根市鶴川内字中川原2番	昭和60年度	塩素滅菌処理
	山下第5水源	阿久根市山下字石山2602番1	平成3年度	急速ろ過処理
	山下第6水源	阿久根市山下字大迫2749番	平成8年度	急速ろ過処理
	黒之浜第4水源	阿久根市脇本字黒越10609番1	平成23年度	塩素滅菌処理
	黒之浜第2水源	阿久根市脇本字弓場元9811番2	昭和53年度	塩素滅菌処理
	黒之浜第3水源	阿久根市脇本字土手内9727番4	昭和53年度	塩素滅菌処理
	隼人水源	阿久根市脇本字瀧ノ平12733番2	昭和56年度	塩素滅菌処理
	深田水源	阿久根市脇本字鳴子9103番12	昭和55年度	塩素滅菌処理
	脇本第2水源	阿久根市脇本字宮崎ノ前8853番8	昭和33年度	塩素滅菌処理
	脇本第3水源	阿久根市脇本字宮ノ脇856番2	昭和55年度	塩素滅菌処理
	三笠水源	阿久根市脇本字迫ノ下8727番	昭和44年度	塩素滅菌処理
	桐野水源	阿久根市脇本字ビシヤコ13353番3	昭和47年度	塩素滅菌処理
	尻無第1水源	阿久根市大川字西谷3272番	昭和34年度	緩速ろ過処理
	尻無第2水源	阿久根市大川字中ノ越4541番2	昭和54年度	緩速ろ過処理
	大川水源	阿久根市大川字小鹿倉6465番	昭和48年度	急速ろ過処理
	田代水源	阿久根市鶴川内字平畑7026番2	昭和37年度	塩素滅菌処理
	鶴川内第1水源	阿久根市鶴川内字内平5580番2	昭和39年度	塩素滅菌処理
	鶴川内第2水源	阿久根市鶴川内字辺麦前4163番3	昭和55年度	塩素滅菌処理
	尾崎水源	阿久根市山下字坂元5227番2	昭和47年度	緩速ろ過処理
	弓木野水源	阿久根市山下字山口4232番2	平成9年度	塩素滅菌処理
牛之浜水源	阿久根市西目字中本之牟礼3905番13	昭和51年度	緩速ろ過処理	

4 検査地点

検査地点（採水）に関しては、原水、水道水共に浄水場単位で1箇所と定め、原則として原水は、各浄水場の着水井、浄水は、各浄水場の末端給水栓とします。各施設ごとの検査（採水）箇所等は次の表のとおりです。

区 分	施設名（水源名称）	浄水（給水栓水）		原水	
		検査番号	検査（採水）地点	検査番号	検査（採水）地点
阿久根市水道事業	宮之前水源 低区配水池	No. 1	宮之前水源	No. 1	宮之前水源 低区
	宮之前水源 中区配水池	No. 2	佐潟公民館	No. 2	宮之前水源 中区
				No. 3	宮之前水源 第7水源
	折口水源	No. 3	永田上公民館	No. 4	折口水源
	園田浄水場	No. 4	丸内公民館	No. 5	園田水源 1号井（浅井戸）
				No. 6	園田水源 2号井（深井戸）
				No. 7	園田水源 3号井（浅井戸）
	山下浄水場	No. 5	山下墓地	No. 8	山下第5水源
				No. 9	山下第6水源
	黒之瀬戸配水池	No. 6	黒之上公民館	No. 10	黒之浜第4水源
	黒之浜低区配水池	No. 7	大谷公民館	No. 11	黒之浜第2水源
	黒之浜中区配水池	No. 8	北さつま漁業協同組合黒之浜支所	No. 12	黒之浜第3水源
	隼人第2配水池	No. 9	小漣公民館	No. 13	隼人水源
	深田水源	No. 10	深田構造改善センター	No. 14	深田水源
	隼人第1配水池	No. 11	橋之浦西公民館	No. 13	隼人水源
	脇本高区配水池	No. 12	阿久根市役所三笠支所	No. 15	脇本第2水源
				No. 16	脇本第3水源
	三笠配水池	No. 13	瀬之浦農村公園	No. 17	三笠水源
	桐野配水池	No. 14	筒田公民館	No. 18	桐野水源
	尻無第1配水池	No. 15	南畑公民館	No. 19	尻無第1水源
	尻無第2配水池	No. 16	尻無浜公民館	No. 20	尻無第2水源
	大川配水池	No. 17	大川出張所	No. 21	大川水源
	大川高区配水池	No. 18	川畑中公民館	No. 21	大川水源
	田代配水池	No. 19	田代下公民館	No. 22	田代水源
	鶴川内第1配水池	No. 20	桑原城地区構造改善センター	No. 23	鶴川内第1水源
	鶴川内第2配水池	No. 21	鶴川内消防分団詰所	No. 24	鶴川内第2水源
	尾崎配水池	No. 22	尾崎公民館	No. 25	尾崎水源
	弓木野浄水場	No. 23	弓木野公民館	No. 26	弓木野水源
	牛之浜浄水場	No. 24	柗公民館	No. 27	牛之浜水源

5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 令和6年度水質検査計画（「表-1 令和6年度水質検査計画表」を参照）では、年に1回水質基準項目（全項目）を実施します。また、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する毎日検査も法令どおり実施します。また、水質基準項目や水質管理目標設定項目以外で、病原性生物（クリプトスポリジウム・ジアリジウム）等及び浄水処理上必要となる各種項目についても検査を実施します。

(2) 令和6年度水質検査頻度（「表-1」を参照）

① 水質基準項目

(ア) 浄水（給水栓）

a) 検査項目と頻度について

浄水（給水栓）における水質基準項目の検査は、法令で定められた頻度（原則年4回）を基本とし、その他特に水質管理上注意すべき項目を考慮し、以下の方針に基づき、検査頻度を決定することとします。（別表-3を参照）

なお、法令では、検査頻度を減じる要件として過去3年間の検査結果により判断することとしています。具体的には、「表-1」に基づいて水質検査を行います。安全で良質な水を供給するため、省略可能な項目においても水質基準項目（浄水51項目）は、年1回必ず行うこととします。

b) 検査の省略について

平成15年に改正された省令では、上記（別表-3）の項目のほとんどについて、過去の検査結果が基準値の2分の1を一度も超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、検査を省略することが出来ます。基準項目番号44の非イオン界面活性剤については、水源の周辺施設や状況に変化がなく、浄水水質検査で、検査結果が基準値の50%を一度も超えたことがない施設に関しては、検査を省略しますが、安全を確認するため、年1回は検査を実施します。その他の検査を省略することが可能な項目についても、水道水の安全性をより確実にするため、年1回検査を実施します。

(イ) 原水

原水の水質検査も、適切な水質管理を行う上で重要ですので、給水栓における検査頻度を基本に、必要性及び過去の検出状況を考慮して実施します。具体的には、原水39項目（水質基準項目のうち消毒副生成物11項目及び味を除いたもの）については、年1回必ず行うこととし、また、指標菌検査及びクリプトスポリジウム等の検査については、必要に応じて行うこととします。

（表-2-1, 2を参照）

6 水質検査方法

浄水の毎日検査については、施設管理業務を委託している委託者が行います。その他の浄水及び原水の検査については水道法第20条第3項による国土交通大臣及び環境大臣登録機関に委託して行います。

なお、委託先の選定については検査精度と信頼性を重視します。具体的には、水道法施行規則の改正に伴い委託検査機関に対して、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び環境省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道GLP、ISO9001等）取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、委託検査機関の水質検査の業務の確認に関する調査（日常業務確認調査）を実施し、技術能力の把握を行います。

7 試料（検体）の採取及び運搬方法

- ・検査法告示の見直しにより、定期的な水質検査を実施する際は、検査日程、検査地点、採取方法を遵守し検査に必要な専用容器を使用します。
- ・運搬の際は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施します。
- ・検査機関への受け渡しは、最初の試料採水後、告示法で定められている検査が実施可能な対応を行います。

8 臨時の水質検査

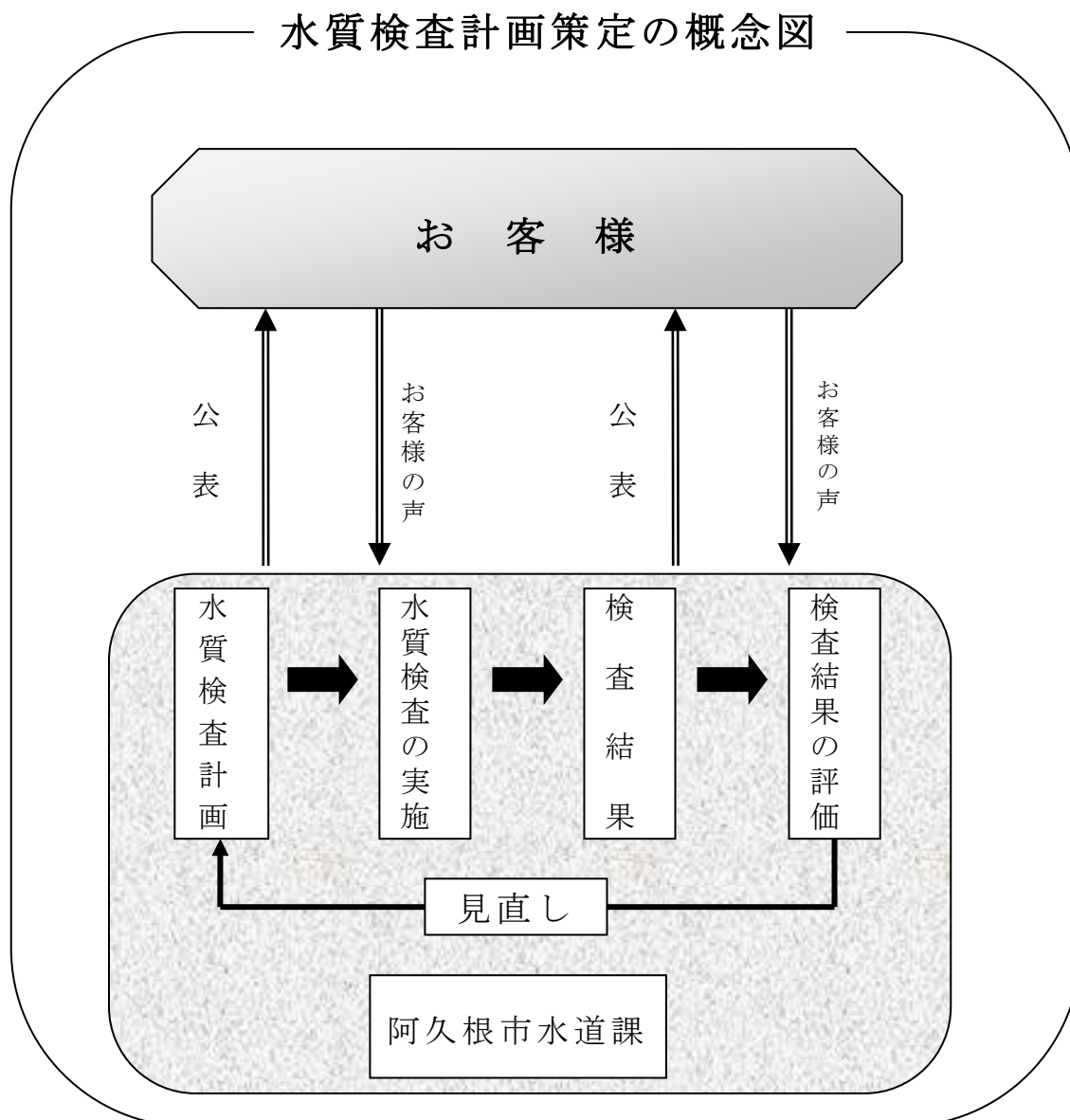
臨時の水質検査は、次の場合行い、検査項目は状況に応じて決定します。

- (1) 水源が水質事故の影響を受けたとき
- (2) 浄水処理に異常があったとき
- (3) 水道水に異常が認められたとき
- (4) 原水の水質が急激に変化したとき
- (5) その他、必要と認められたとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。（※継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査の委託先は同一の水質検査機関とします。）

9 水質検査の公表

水質検査計画は、毎年度の開始前に作成し、水質検査計画に基づき水質検査を行います。水質検査の結果は、年度毎に整理し公表します。



10 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 検査の精度

水質検査を委託して行うことから、水道法施行規則の改正に伴い委託検査機関に対して、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び環境省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道 GLP、ISO9001 等）取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、実施の

水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査（日常業務確認調査）を実施します。これにより、委託する検査機関の技術能力及び検査精度の確認ができ、さらには信頼性確保へとつながります。

具体的には、以下の要件を満たしていることを条件とします。

- ① 検査が可能な検査施設を有していること。
（緊急時を勘案して、全項目試験が可能な試験室を県内に整備していること。）
- ② 知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5人以上であること。
- ③ 環境省の実施する外部精度管理の調査結果が継続して良好であること。
- ④ その他、水質検査登録機関として水質検査の精度を確保するために適正な業務を行っている機関であること。
- ⑤ 水質検査結果を評価し、当市の水道に対して助言等ができる見識を有していること。

（2）信頼性の保証

検査の工程だけではなく、結果書が届くまでの工程（事務業務及び連絡業務等）についても信頼性の保証が必要であることから、以下の要件を満たしていることを条件とします。

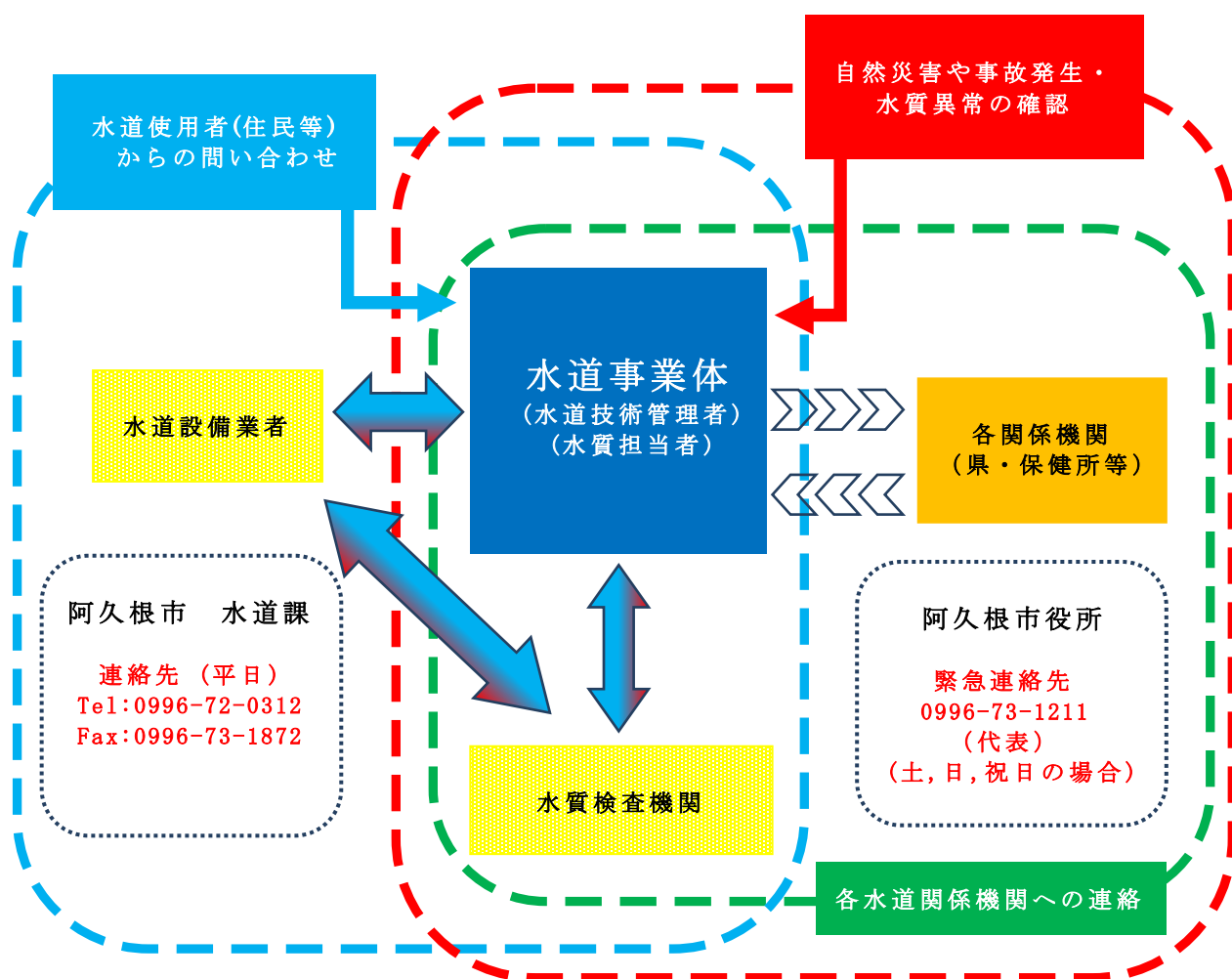
- ① 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
（水質検査部門管理者の設置）
- ② 専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。（信頼性確保部門管理者の設置）
- ③ 信頼性保証システム（第三者機関の監査を含むシステム）として、ISO9001（品質管理と品質保証に関する国際規格）の認証を取得していること。
- ④ ISO9001の認証の内容は、水質検査業務だけではなく、水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。
- ⑤ すべての水質基準項目を自社分析できる検査機関であること。
- ⑥ 緊急時には24時間以内に結果報告の対応が可能である機関。
- ⑦ 臨時の水質検査でも、3～4日で結果を出せる検査体制が整備されている機関。
- ⑧ 受託者が年度ごとに結果集計表を作成すること。
- ⑨ 委託者や分析職員を対象にした研修会を定期的を開催していること。

1 1 関係者との連携

水質汚染事故が発生した場合は、「阿久根市地域防災計画」等に従い、川薩保健所及び県等の関係機関と連携し、情報交換を行いながら現地調査、水質検査等の対策を講じ、迅速かつ適切な対応に努めます。

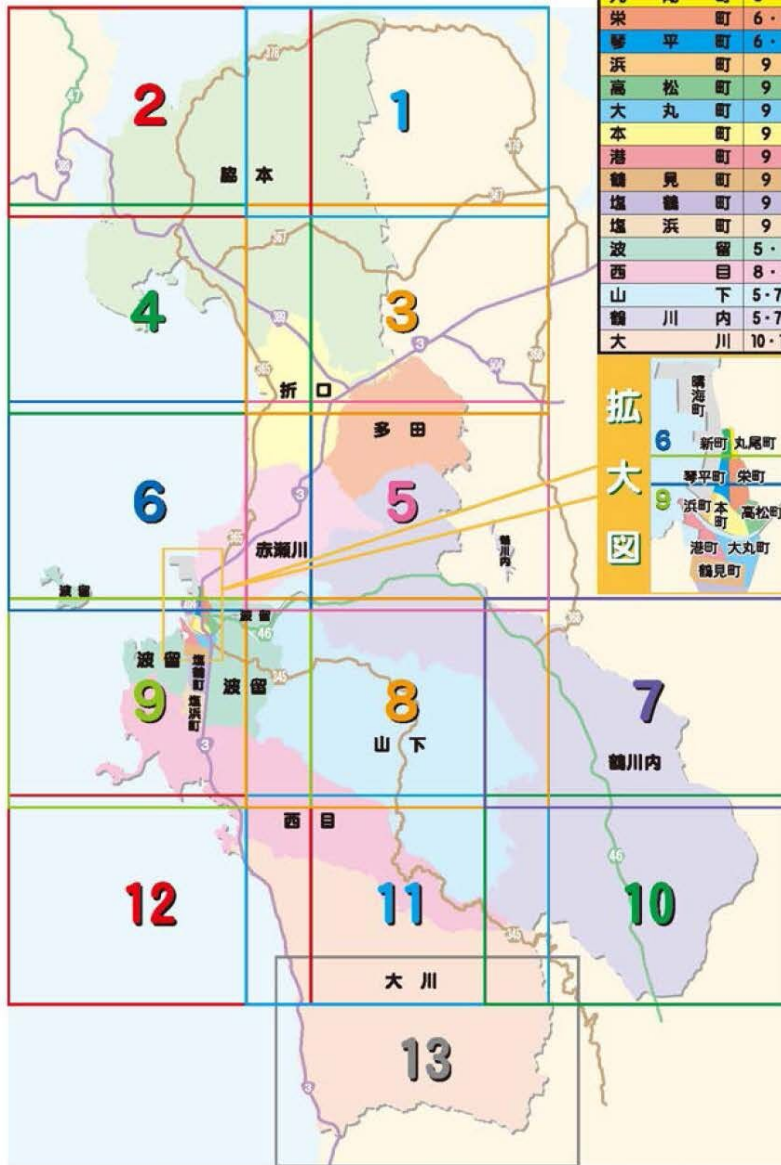
【緊急時における連絡体制】

水道水利用者（住民等）からの問合せ、自然災害または水源での事故及び水質に異常が認められる、緊急時に各水道関係機関との連絡等が必要になった場合に、連絡を迅速かつ正確に行うために、事態の状況判断や対応内容の役割を明確にすることを目的としたものです。



◆町名索引図◆

町名	地図頁番号
臨本	1・2・3・4
折口	3・4・5・6
多田	3・5
赤瀬川	5・6
晴海町	6・9
新町	6
丸尾町	6
栄町	6・9
琴平町	6・9
浜町	9
高松町	9
大丸町	9
大本町	9
港町	9
鶴見町	9
塩釜町	9
塩浜町	9
波留	5・6・8・9
西目	8・9・10・11・12
山下	5・7・8・9・10・11
鶴川内	5・7・8・10・11
大川	10・11・12・13



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平24九補、第94号)」

自然と人が共生するまち あくねし

【お問い合わせ先】

阿久根市役所 水道課

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

TEL : 0996-73-1211 (代表)

0996-73-1104 (直通)

E-Mail : komu@city.akune.kagoshima.jp